## 騒音規制法に規定されている特定施設(騒音規制法施行令別表第1)

1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る
		口製管機械	
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る
		二 液圧プレス	矯正プレスを除く
		ホー機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る
		へ せん断機	原動機の定格出力の合計が3.75kW以上のものに限る
		ト 鍛造機	
		チ ワイヤーフォーミングマシン	
		リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く
		ヌ タンブラー	
		ル 切断機	といしを用いるものに限る
2	空気圧縮機及び送風機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)		
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)		
4	織機(原動機を用いるものに限る)		
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除く。混練機の混錬容量が0.45㎡以上のものに限る
		ロ アスファルトプラント	混錬期の混錬重量が200kg以上のものに限る
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)		
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る
		ハー砕木機	
		二 帯のこ盤	製材用:原動機の定格出力が15kW以上のものに限る
		ホ 丸のこ盤	木工用:原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る
		へ かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る
8	抄紙機		
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る)		
10	合成樹脂用射出成型機		
11	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る)		